

市議会議員選挙および市長選挙の結果

国選挙管理委員会事務局 ☎(235)4905



11月15日、海老名市議会議員選挙および海老名市長選挙の投票が、市内23カ所の投票所で行われました。市長選挙は現職と新人1人が立候補、市議会議員選挙は現職18人と新人7人の25人が立候補しました。

即日開票の結果、市長選挙は内野氏の再選となり、市議会議員選挙は現職18人、新人4人の22人が当選しました。開票結果は次のとおりです。(当日有権者数10万3401人)

市長選挙

当選内野 まさる (無・現)

2万9592票

瀬戸 きよのり (無・新)

2万1584票

投票率50.46%、投票者総数5万2180人、有効投票数5万1176票、無効投票数1004票。
※任期は12月24日、平成31年12月23日まで

市議会議員選挙

定数22。結果は下表参照。

投票率50.46%、投票者総数5万2181人、有効投票数5万978票、無効投票数1203票。
※任期は11月15日、平成31年11月14日まで

	順位	氏名	所属党派	現・新	得票数
当	1	永井 浩介	自由民主党	現	5,683
当	2	うだがわ 希	無所属	現	2,833
当	3	西田 ひろみ	神奈川ネットワーク運動	現	2,617
当	4	田中 ひろこ	無所属	新	2,487.056
当	5	森下 けんと	無所属	現	2,408
当	6	倉橋 正美	無所属	現	2,374
当	7	相原 しほ	民主党	新	2,326
当	8	うじけ 康太	無所属	現	2,304
当	9	日吉 ひろ子	公明党	現	2,221.943
当	10	佐々木 弘	日本共産党	現	2,071
当	11	とざわ 幸雄	公明党	現	2,053
当	12	市川 洋一	無所属	新	2,006.725
当	13	久保田 ひでよし	無所属	現	1,996
当	14	藤沢 きくえ	無所属	現	1,972
当	15	松本 正幸	日本共産党	現	1,890
当	16	ふくち 茂	公明党	現	1,877
当	17	山口 よしき	無所属	現	1,842
当	18	市川 としひこ	無所属	現	1,815.274
当	19	吉田 みな子	無所属	新	1,753
当	20	つるさし ますみ	無所属	現	1,597
当	21	中込 淳之介	無所属	現	1,531
当	22	志野 誠也	無所属	現	1,266
	23	井上 和美	無所属	新	1,174
	24	西山 とよかず	無所属	新	743
	25	大山 富士男	無所属	新	137

※小数点以下は、あん分票です。

「えびなカード」(住民基本台帳カード)の交付を終了します

窓ロサービス課 ☎(235)4869

平成28年1月から、マイナンバー制度の運用が始まります。これに伴い、従来の「えびなカード」(住民基本台帳カード)の交付を12月で終了します。28年1月以降は「えびなカード」の機能を引き継いだ「個人番号カード」を希望者に交付します。なお、両方のカードを持つことはできないため、「個人番号カード」の交付時には、引き換えに「えびなカード」を返納する必要があります。

詳細は、窓口サービス課へお問い合わせください。

「えびなカード」の交付は12月28日(月)まで

「えびなカード」の新規および更新による交付は、12月28日(月)16時30分で終了します。自動車運転免許証など、顔写真付きの身分証明書を所持していない場合は「えびなカード」の即日交付ができないため、再度手続きに来ていただく必要があります。交付申請は、原則12月15日(火)までに行うようにしてください。なお、申請には手数料500円が必要です。



「えびなカード」の申請に必要な本人確認資料は次の2種類です。

- ①官公署発行の顔写真付き身分証明書(自動車運転免許証・パスポート・身体障害者手帳など)
- ②氏名が確認できるもの(健康保険証・年金手帳・診察券・社員証など)

【即日交付の場合】

①と②の本人確認資料が1点ずつ必要です。

【後日交付の場合】

①がない場合、②の本人確認資料が2点以上必要です。

後日、市から本人確認のために照会文書を送付しますので、照会文書と併せて再度②の本人確認資料を持参の上、来庁してください。

「えびなカード」の電子証明書登録は12月22日(火)まで

「えびなカード」交付終了に伴い、同カードへの電子証明書登録(公的個人認証サービス)は12月22日(火)16時30分で終了し、この機能を「個人番号カード」へ移行します。「個人番号カード」の交付には時間がかかる場合がありますので、電子証明書を利用して確定申告を行う方は、必要に応じて「えびなカード」への更新・登録手続きをしてください。なお、登録には手数料500円が必要です。

有効期限まで使用できます

「えびなカード」の有効期限は交付日から10年、電子証明書は登録日から3年です。同カードおよび登録した電子証明書の情報は、有効期限内まで使用することができます。有効期限後も引き続き同カードの機能が必要な場合は、「個人番号カード」の交付申請をしてください。

「個人番号カード」に切り替わります

平成28年1月から、これまでの「えびなカード」の機能を引き継いだ「個人番号カード」を交付します。同カードには、電子証明書の情報も登録することができます。同カードの申請方法などは、本誌12月15日号でお知らせします。